

生駒市農業委員会規則第1号

生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年2月15日

生駒市農業委員会会長職務代理者 中井 武平

生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則

生駒市農業委員会規則（昭和46年12月生駒市農業委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第4条第1項第5号」を「第4条第1項第7号」に改め、同項第2号中「第5条第1項第3号」を「第5条第1項第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。